

新潟労働局総務部長 殿

厚生労働省労働基準局
労働保険徴収課長

新潟県中越地震の災害による労働保険料の取扱いに係る対応について

平成 16 年 10 月 23 日に発生した新潟県中越地震に係る対応として、本日、「新潟県の一部の地域における労働保険料に関する申告期限等を延長する件」（平成 16 年厚生労働省告示第 397 号。以下「告示」という。）が別添のとおり制定されたので、了知されたい。

また、新潟県中越地震の災害による労働保険料の取扱いに係る対応については、告示に示す指定地域（以下「指定地域」という。）内に所在する事業主等に係る取扱いは下記の 1、指定地域以外に所在する事業主等に係る取扱いは下記の 2 に十分留意の上、事務処理に遺漏のないようお願いする。

記

1 告示による労働保険料の申告・納付期限等の延長措置

(1) 趣旨

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号。以下「徴収法」という。）第 29 条の規定によりその例によることとされる国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 11 条及び国税通則法施行令（昭和 37 年政令第 135 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、指定地域内に所在する事業場の事業主、又は平成 16 年 10 月 23 日において主たる事務所が指定地域内に所在する労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託している事業主等に係る労働保険料に関する申告書の提出、納付又は徴収の期限が 10 月 23 日以降到来するものについては、新潟県中越地震に伴う災害状態の終了後 2 か月以内で厚生労働大臣が別に定めて告示する期日までその期限を延長することとしたこと。

(2) 延長の対象となる労働保険料

次の①～④については告示により申告・納付期限等が延長される。

- ① 指定地域内に所在する事業場の事業主（指定地域外に主たる事務所が所在する労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託している事業場の事業主を含む。）に係る労働保険料
- ② 指定地域内に主たる事務所が所在する労働保険事務組合が事業主（事業場の所在地は指定地域内外を問わない。）から納付の委託を受けている労働保険料
- ③ 指定地域内に継続事業の一括に係る指定事業がある場合、指定地域外の被一括事業に係る労働保険料を含む一括された全ての労働保険料
- ④ 指定地域内に有期事業の一括事業所がある場合、指定地域外の一括された有期事業に係る労働保険料を含む一括された全ての労働保険料

なお、以下の場合には、申告・納付期限等の延長の対象とならない。

- ① 指定地域外に所在する事業場の事業主（指定地域内に主たる事務所が所在する労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託している事業場の事業主を除く。）に係る労働保険料
- ② 指定地域外に主たる事務所が所在する労働保険事務組合に委託している指定地域外の事業場の事業主に係る労働保険料
- ③ 指定地域外に継続事業の一括に係る指定事業場がある場合の当該一括された全ての労働保険料（被一括事業が指定地域内に所在する場合における当該被一括事業に係る労働保険料を含む。）
- ④ 指定地域外に有期事業の一括事業所がある場合の当該一括された全ての労働保険料（一括された有期事業が指定地域内に所在する場合における当該有期事業に係る労働保険料を含む。）

(3) 告示により延長の対象となる期限

- ① 労働保険料の申告書の提出期限
- ② 労働保険料の納付の期限
- ③ その他徴収金の徴収に係る期限

2 個別の申請による労働保険料の納付猶予措置

徴収法第29条の規定によりその例によることとされる国税通則法第46条の規定に基づき、告示の指定地域外に所在する事業主等であっても、労働保険料を納付すべき事業主等の個別の申請に基づき、都道府県労働局長（歳入徴収官）は一定の要件に該当すると認めた場合には、当該労働保険料の納付猶予を行うことができるものであること。

この取扱いは平成15年3月31日付け基発第0331002号「徴収関係事務取扱手引I（徴収・収納）」の第1章第4節の第3「納付猶予」により行うものであること。

○厚生労働省告示第三百九十七号

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号。以下「徴収法」という。）
第二十九条の規定（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号。以下「整備法」という。）第十九条第三項の規定により準用される場合を含む。）によりその例によることとされる国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十一条及び国税通則法施行令（昭和三十七年政令第三百三十五号）第三条第一項の規定に基づき、徴収法及び整備法に基づく申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、次に掲げる地域（平成十六年総務省告示第十八号及び平成十六年総務省告示第六百五号に基づき廃置分合のあった市町村については、平成十六年十月三十一日以前においては、当該廃置分合前の町村の区域をいう。以下同じ。）内に所在する事業場の事業主若しくは平成十六年十月二十三日において、労働保険事務組合であつてその主たる事務所が当該地域内に所在するもの（以下「特定事務組合」という。）に労働保険事務を委託している事業主又は特定事務組合に係るもので、その期限が同日から到来するものについては、その期限を厚生労働大臣が別に定めて告示する期日まで延長する。

平成十六年十一月十二日

都道府県名

新潟県

指定地域

長岡市

柏崎市

小千谷市

十日町市

見附市

栃尾市

魚沼市

南魚沼市

南蒲原郡中之島町

三島郡越路町

三島郡三島町

三島郡与板町

三島郡和島村

三島郡出雲崎町

古志郡山古志村

北魚沼郡川口町

南魚沼郡塩沢町

中魚沼郡川西町

中魚沼郡津南町

中魚沼郡中里村

刈羽郡小国町

刈羽郡刈羽村

刈羽郡西山町

東頸城郡安塚町